

○厚生労働省告示第百九号

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）及び児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める児童等（平成二十四年厚生労働省告示第二百七十号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第1の1の注8の厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員</p> <p>次のいずれかに該当する者</p> <p>イ 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの</p> <p>ロ 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十五条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程（昭和五十五年厚生省告示第四号）第四条第一項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を履修した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者</p> <p>一の二 通所給付費等単位数表第1の1の注8の厚生労働大臣が定める基準に適合する者</p> <p>(略)</p>	<p>(新設)</p> <p>一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第1の1の注8の厚生労働大臣が定める基準に適合する指導員</p> <p>強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第百三十八号）別表第五に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者</p>

一の三 通所給付費等単位数表第1の9の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援
(略)

イ 特別支援加算の対象となる障害児(以下この号において「加算対象児」という。)に係る児童発達支援計画(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。)第二十七條第一項(指定通所基準第五十四條の五において準用する場合を含む。))に規定する児童発達支援計画をいう。)を踏まえ、加算対象児の自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画(以下この号において「特別支援計画」という。)を作成し、当該特別支援計画に基づき、適切に訓練又は心理指導を行うこと。

ロ (略)

ハ 特別支援計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。)第六條の二の二第九項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。)及び加算対象児に対し、当該特別支援計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。

二 (略)

一の四 通所給付費等単位数表第1の9の2の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

次の表の行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害が見られる頻度等をそれぞれ同表の一点の欄から五点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が二十点以上であると市町村が認めた障害児

行動障害の内容	一点	三点	五点
ひどく自分の体を	週に一回以上	一日に一回	一日中

一の二 通所給付費等単位数表第1の9の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援

次のイからニまでに掲げるいずれにも該当する場合

イ 特別支援加算の対象となる障害児(以下この号において「加算対象児」という。)に係る児童発達支援計画(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。)第二十七條第一項に規定する児童発達支援計画をいう。)を踏まえ、加算対象児の自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画(以下この号において「特別支援計画」という。)を作成し、当該特別支援計画に基づき、適切に訓練又は心理指導を行うこと。

ロ (略)

ハ 特別支援計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。)第六條の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。)及び加算対象児に対し、当該特別支援計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。

二 (略)
(新設)

叩いたり傷つけたりする等の行為	上	ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	上	激しいこだわり	上	激しい器物破損	上	睡眠障害	上	食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動	上	排せつに関する強度の障害	上	著しい多動	上	通常と違う声を出げたり、大声を出す等の行動	上
叩いたり傷つけたりする等の行為	上	ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	上	激しいこだわり	上	激しい器物破損	上	睡眠障害	上	食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動	上	排せつに関する強度の障害	上	著しい多動	上	通常と違う声を出げたり、大声を出す等の行動	上
叩いたり傷つけたりする等の行為	以上	ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	上	激しいこだわり	以上	激しい器物破損	上	睡眠障害	上	食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動	ほぼ毎日	排せつに関する強度の障害	上	著しい多動	上	通常と違う声を出げたり、大声を出す等の行動	一日中
叩いたり傷つけたりする等の行為		ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	一日に頻回	激しいこだわり	一日に頻回	激しい器物破損	一日に頻回	睡眠障害	ほぼ毎日	食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動	ほぼ毎食	排せつに関する強度の障害	ほぼ毎日	著しい多動	ほぼ毎日	通常と違う声を出げたり、大声を出す等の行動	絶えず

沈静化が困難なパ ニツク			あり
他人に恐怖感を与 える程度の粗暴な 行為			あり

一 一五 通所給付費等単位数表第1の9の2の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研
修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付
を受けた者が指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行うこと。

二 （略）
イ （略）

(1) （略）
(2) 指定児童発達支援事業所等（指定通所基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）、共生型児童発達支援事業所（指定通所基準第五十四条の二に規定する共生型児童発達支援の事業を行う事業所をいう。）又は基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第五十四条の六に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」と総称する。）において(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」

（新設）

二 通所給付費等単位数表第1の13の注の厚生労働大臣が定める基準

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) （略）
(2) 指定児童発達支援事業所等（指定通所基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）又は基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第五十四条の二に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」と総称する。）において(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあつては、指定都市又は児童相談所設置市の市長とし、基準該当児童発達支援事業所の場合にあつては登録先で

という。)にあつては、指定都市又は児童相談所設置市の市長とし、基準該当児童発達支援事業所の場合にあつては登録先である市町村の市町村長とする。以下この号において同じ。)に届け出ていること。

(3)～(8) (略)

三～六 (略)

七 通所給付費等単位数表第3の1の注8の厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員
第一号の規定を準用する。

七の二 通所給付費等単位数表第3の1の注8の厚生労働大臣が定める基準に適合する者
第一号の二の規定を準用する。

八 通所給付費等単位数表第3の7の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービス(略)

イ 特別支援加算の対象となる障害児(以下この号において「加算対象児」という。)に係る放課後等デイサービス計画(指定通所基準第二十七条第一項又は第二十一条の二において準用する指定通所基準第二十七条第一項に規定する放課後等デイサービス計画をいう。)を踏まえ、加算対象児の自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画(以下この号において「特別支援計画」という。)を作成し、当該特別支援計画に基づき、適切に

ある市町村の市町村長とする。以下この号において同じ。)に届け出ていること。

(3)～(8) (略)

三～六 (略)

七 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注2の厚生労働大臣が定める児童
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成二十四年政令第二十六号)第四十一条の規定により放課後等デイサービスに係る法第二十一条の五の五第一項の規定による同項に規定する通所給付決定を受けたものとみなされた通所給付決定保護者に係る障害児が学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学していないもの。

(新設)

八 通所給付費等単位数表第3の7の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス
次のイからニまでに掲げるいずれにも該当する場合

イ 特別支援加算の対象となる障害児(以下この号において「加算対象児」という。)に係る放課後等デイサービス計画(指定通所基準第二十七条第一項において準用する指定通所基準第二十七条第一項に規定する放課後等デイサービス計画をいう。)を踏まえ、加算対象児の自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画(以下この号において「特別支援計画」という。)を作成し、当該特別支援計画に基づき、適切に訓練又は心理指導を

行動障害の内容	一点	三点	五点	<p>訓練又は心理指導を行うこと。</p> <p>ロ～ニ（略）</p> <p>八の二 通所給付費等単位数表第3の7の2の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童</p> <p>第一号の四の規定を準用する。</p> <p>八の三 通所給付費等単位数表第3の7の2の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援</p> <p>第一号の五の規定を準用する。</p> <p>九・十（略）</p> <p>十の二 通所給付費等単位数表第4の4の注の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>第二号の規定を準用する。</p> <p>十の三 通所給付費等単位数表第4の5の注の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>第三号の規定を準用する。</p> <p>十一 通所給付費等単位数表第5の3の注の厚生労働大臣が定める基準（略）</p> <p>十二 通所給付費等単位数表第5の4の注の厚生労働大臣が定める基準（略）</p> <p>十二の二（略）</p> <p>第一号の五の規定を準用する。</p> <p>十三（略）</p>
行動障害の内容	一点	三点	五点	<p>行うこと。</p> <p>ロ～ニ（略）</p> <p>八の二 通所給付費等単位数表第3の1の注8の厚生労働大臣が定める基準に適合する者</p> <p>第一号の規定を準用する。</p> <p>（新設）</p> <p>九・十（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>十一 通所給付費等単位数表第4の3の注の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>第二号の規定を準用する。</p> <p>十二 通所給付費等単位数表第4の4の注の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>第三号の規定を準用する。</p> <p>十二の二 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）別表障害児入所給付費単位数表（以下「入所給付費単位数表」という。）第1の1の福祉型障害児入所給付費の注5の2及び注7の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>従業者であって強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものが支援を行うこと。</p> <p>十三（略）</p>

(略)	沈静化が困難なパニック	他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為
(略)		
(略)		
(略)	あり	あり

十三の二 入所給付費単位数表第1の1の注13の厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員

第一号の規定を準用する。

十三の三 入所給付費単位数表第1の1の注13の厚生労働大臣が定める基準に適合する者

第一号の二の規定を準用する。

十四～十六 (略)

十六の二 (略)

第一号の五の規定を準用する。

十七・十八 (略)

(略)	パニックへの対応が困難	他人に恐怖感を与える程度があり、対応が困難
(略)		
(略)		
(略)	困難	困難

(新設)

(新設)

十四～十六 (略)

十六の二 入所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所給付費の注4の2の厚生労働大臣が定める基準

第十二号の二の規定を準用する。

十七・十八 (略)